# 未成年者口座および課税未成年者口座約款

## 第１章　総則

### １．約款の趣旨

(1)　この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第１号に規定する未成年者口座および同項第５号に規定する課税未成年者口座を開設するお客様（以下「申込者」といいます。）が、同法第９条の９に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第 37 条の 14 の２に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、西尾信用金庫（以下「当金庫」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の２第５項第２号および第６号に規定する要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(2)　当金庫は、この約款に基づき、申込者との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第２号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第６号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

(3)　申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、投信取引約款等の当金庫が定める取引規定・約款等および租税特別措置法その他の法令の定めるところによるものとします。

## 第２章　未成年者口座の管理

### ２．未成年者口座廃止届出書の提出

申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

### ３．継続管理勘定の設定

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（申込者がその年の１月１日において 18 歳未満である年に限ります。）の１月１日に設けられます。

### ４．非課税管理勘定および継続管理勘定における処理

未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の１５．から１７．、１９．および２５．(1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。

### ５．未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲

(1)　当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。

①　次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた投資信託の取得対価の額（アの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。イの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの。

ア　「未成年者口座開設届出書」の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。

イ　非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第３項第１号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる投資信託（②に掲げるものを除きます。）

②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第４項により読み替えて準用する同条第３項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日（以下「５年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託

③　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する投資信託

(2)　当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。

①　当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、上記(1)①イに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの。

②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第４項により読み替えて準用する同条第３項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る５年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託

③　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する投資信託

**６．譲渡の方法**

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は、当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

**７．継続管理勘定等への移管**

(1)　非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る５年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る投資信託を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

(2)　上記(1)の場合において、申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 12 項第３号に規定する書面を５年経過日の属する年の原則 11 月末までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、下記８．(1)①および８．(2)の規定によることとします。

**８．課税未成年者口座等への移管**

(1)　未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

①　非課税管理勘定に係る５年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託（上記５．(1)①イもしくは②、５．(2)①もしくは②または７．(1)の移管がされるものを除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

ア　５年経過日の属する年の翌年３月 31 日において申込者が 18 歳未満である場合　当該５年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

イ　上記アに掲げる場合以外の場合　当該５年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

②　申込者がその年の１月１日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る投資信託　同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2)　上記(1)①アに規定する課税未成年者口座への移管ならびに上記(1)①イおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

①　申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第５項第２号、第６項第２号もしくは第７項において準用する同号に規定する書面を５年経過日の属する年の原則 11 月末までに提出した場合または当金庫に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第３項第１号に規定する特定口座をいい、上記(1)①アの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合　一般口座への移管

②　上記①に掲げる場合以外の場合　特定口座（上記(1)①アの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

**９．非課税管理勘定および継続管理勘定の管理**

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、申込者がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

①　災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。

②　当該投資信託の上記６．に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の２第２項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および１７．②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと。

ア　租税特別措置法第 37 条の 10 第３項第１号から第３号まで、第６号または第７号に規定する事由による譲渡

イ　租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ウ　租税特別措置法第 37 条の 12 の２第２項第５号または第８号に掲げる譲渡

エ　租税特別措置法施行令第 25 条の８第４項第１号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

オ　所得税法第 57 条の４第３項第１号に規定する取得請求権付株式、同項第２号に規定する取得条項付株式、同項第３号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第６号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

③　当該投資信託の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第３項または第４項の規定によりこれらの規定に規定する投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該投資信託に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（投資信託に係る同法第９条の８に規定する配当等で、当金庫が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび上記②に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当金庫を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること。

**１０．未成年者口座および課税未成年者口座の廃止**

上記８．もしくは９．に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

**１１．未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知**

申込者が、未成年者口座からの未成年者口座内投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）を行った場合には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

**１２．出国時の取扱い**

(1) 申込者が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により「出国移管依頼書」のご提出をいただくものとします。

(2) 当金庫が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

(3) 当金庫が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の５第２項第２号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に同令第 25 条の 13 の８第 12 項第６号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。

## 第３章　課税未成年者口座の管理

**１３．課税未成年者口座の設定**

課税未成年者口座（申込者が当金庫に開設している特定口座もしくは預金口座もしくは申込者から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、２以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、当金庫は本条に規定する課税未成年者口座である特定口座においては、当金庫の特定口座約款にかかわらず、原則として当金庫が取り扱う株式投資信託受益権のみを受け入れます。また、本条に規定する課税未成年者口座である預金口座については、この約款の規定事項と当金庫預金規定の規定事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

**１４．課税管理勘定における処理**

課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第 37 条の 11 第２項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う投資信託受益権をいいます。以下１５．から１７．および１９．において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の３第３項第２号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

**１５．譲渡の方法**

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第３項第２号の規定にかかわらず、当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

**１６．課税管理勘定での管理**

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

**１７．課税管理勘定の金銭等の管理**

課税未成年者口座に記載または記録がされる投資信託および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等を除き、当該投資信託の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。

② 当該投資信託の１５．に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

ア 租税特別措置法第 37 条の 10 第３項第１号から第３号まで、第６号または第７号に規定する事由による譲渡

イ 租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ウ 租税特別措置法第 37 条の 12 の２第２項第５号または第８号に掲げる譲渡

エ 租税特別措置法施行令第 25 条の８第４項第１号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

オ 所得税法第 57 条の４第３項第１号に規定する取得請求権付株式、同項第２号に規定する取得条項付株式、同項第３号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第６号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

③　課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。

**１８．未成年者口座および課税未成年者口座の廃止**

(1)　上記１６．もしくは１７．に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(2)　次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。

①　非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日

②　申込者がその年の１月１日において１８歳である年の１月１日

③　２０２６年1月1日

**１９．重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い**

(1)　申込者が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の１月１日において、当金庫に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

(2)　上記(1)の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該投資信託は全て当金庫に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

**２０．出国時の取扱い**

申込者が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第３章（１５．および１９．を除く。）の適用があるものとして取り扱います。

## 第４章　口座への入出金

**２１．課税未成年者口座への入出金処理**

(1)　申込者が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、申込者本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

①　申込者名義の預貯金口座からの入金

②　現金での入金（依頼人が申込者または申込者の法定代理人である場合に限ります。）

(2)　申込者が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

①　申込者名義の預貯金口座への出金

②　現金での引出し（窓口で行うものに限ります。）

③　申込者名義の投資信託口座への移管

(3)　上記(2)各号に定める出金等を行うことができる者は、申込者または申込者の法定代理人に限ることとします。

(4)　申込者の法定代理人が上記(2)各号の出金等を行う場合には、当金庫は当該出金等に関して申込者の同意がある旨を確認することとします。

(5)　上記(4)に定める同意を確認できない場合には、当金庫は当該出金等に係る金銭または証券が申込者本人のために用いられることを確認することとします。

(6)　申込者本人が上記(2)②に定める出金等を行う場合には、申込者の法定代理人の同意（同意書の提出を含む。）が必要となります。

## 第５章　代理人による取引の届出

**２２．代理人による取引の届出**

(1)　申込者の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当金庫は、当金庫所定の方法により、届出された代理人にかかる本人確認および代理権の確認等を行わせていただきます。

(2)　申込者が上記(1)により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては、上記(1)後段の規定を準用します。

(3)　申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(4)　申込者の法定代理人以外の者が上記(1)の代理人となる場合には、当該届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は申込者の２親等内の者に限ることとします。

(5)　申込者の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

**２３．法定代理人の変更**

申込者の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当金庫に届出を行っていただく必要があります。

## 第６章　その他の通則

**２４．取引残高の通知**

申込者が 15 歳に達した場合には、当金庫は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高を申込者本人に通知いたします。

**２５．課税未成年者口座を通じた取引**

(1)　申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（上記１４．に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。

(2)　申込者が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(3)　申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024 年以降、分配金再投資による追加取得分については、課税未成年者口座に受け入れます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。

(4)　申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契約として取り扱わせていただきます。定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、当金庫へお申し出ください。

**２６．基準年以降の手続き等**

基準年に達した場合には、当金庫は申込者本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

**２７．非課税口座のみなし開設**

(1)　2024 年以後の各年（その年の１月１日において申込者が 18 歳である年に限ります。）の１月１日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座が開設されます。

(2)　上記(1)の場合には、申込者がその年の１月１日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第６号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

**２８．届出事項の変更**

「未成年者口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「未成年者口座異動届出書」を当金庫にご提出いただくものとします。

**２９．契約の終了**

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

①　申込者または法定代理人が当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合　当該提出日

②　租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第２号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第６号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項第１号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③　上記１８．(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

④　申込者が当金庫に対して「未成年者出国届出書」を提出した場合出国日

⑤　申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに上記１２．(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の１月１日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項第 1 号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑥　申込者が出国の日の前日までに上記１２．(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の１月１日において申込者が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに上記１２．(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の１月１日において申込者が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日

⑦　申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合当該未成年者口座開設者が死亡した日

⑧　やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき当金庫が定める日

**３０．免責事項**

申込者がこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、未成年者口座および課税未成年者口座における取扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。

**３１．合意管轄**

この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意したものとみなします。

**３２．約款の変更**

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の４の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以　上

（２０２６年１月改訂）